

令和2年（2020年）7月31日  
土木部監理課

（知事コメント）

## 「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する 「非常災害」の指定について

7月4日からの記録的豪雨により、河川の氾濫や土砂災害等により、道路、河川等の損壊等、甚大な被害が発生しました。

私は、甚大な被害を受けた球磨村等が管理する道路等の早期復旧には、災害復旧事業等に係る工事の県による代行が必要となるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する「非常災害」の指定をお願いして参りました。

そのような中、本日、「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する「非常災害」の指定について、閣議決定をいただきました。

発災直後から、迅速な職員の派遣をはじめ、この度の国からの手厚い支援に深く感謝を申し上げます。

被災地域の一日も早い復旧・復興が実現できるよう、国の支援をいただきながら、引き続き、県民の皆様とともに全力で取り組んで参ります。

土木部監理課

担当：木山（内線6010）

塚本（内線6015）

直通：096-333-2483